

斯くの如き吾等の任務は何人も之れを否定しない。然るに舊來の陋習は獨り吾等の人格と生活の向上を認容しないのは何故であるか、吾等が生活の實際を見ると、技術の熟練、業務の危険、服務時間の不定は労働者中の首位を占めて居る、而かも受くる所の待遇は、仰いで父母を養ふ得ず、俯して妻子を育むを得ない。即ち吾等の運動は精神的にも物質的にも、社會の一員として有ゆる機會の均等を要求するに在る。然れども労働者一人の力は云ふに足りない。唯團結の力のみ能く之れを達し得られる交通労働者自覺せよ、而して團結せよ、平穩且公明の手段を以て、吾等の手に依つてのみ吾等の生活を改善せねばならぬ。

大正八年十月

綱 領

- 一、交通労働者ノ權威ヲ天下ニ宣シ大ニ同志ノ奮起ヲ促スヘシ
- 二、團結ノ力ニ依リテ平穩且ツ公明ノ手段ヲ以テ自己ノ生活ヲ改善スヘシ
- 三、互助ノ精神ヲ振興シ友愛ノ實ヲ舉グムシ

日本交通労働組合規則

一 總 則

第一條 本組合ヲ日本交通労働組合ト稱ス

第二條 本組合ハ各種ノ交通機關及其ノ製造工場ニ從事スル男女労働者ヲ以テ之レヲ組織ス

第三條 本組合ハ組合員共同ノ力ニ依リテ其生活ヲ改善シ精神及物質上社會ノ一員タルニ必要ナル資格ヲ備フルヲ以テ目的トス

第四條 本組合ノ本部ハ之レヲ東京ニ置キ支部ヲ各地ニ置ク

第五條 組合員ハ毎月一定ノ組合費ヲ徴收シ之ヲ組合ノ經常費ニ充ツ別ニ毎月一定ノ積立金ヲ徴收シテ之レヲ組合ノ基金トナス但シ寄附金ノ處分ニ就テハ其都度之レヲ定ム

第六條 組合員ヲ別チテ正組合員及賛助員ノ二種トス

二 役 員

第七條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組 合 長	一 名	副 組 合 長	二 名
理 事 長	一 名	理 事	若 干 名
代 議 員	若 干 名	會 計 部 長	一 名
庶 務 部 長	一 名	政 務 調 査 部 長	一 名